

継続事業の考え方

- ① 継続事業を限定するか、広げるかに有利、不利がある。

	認可において	支出計画の期間
限定する	有利	長くなる（不利）
範囲を広げる	不利	短くなる（有利）

- ② 継続事業に黒字事業をとりこむメリット

赤字の継続事業が黒字化した場合に、別の継続事業を赤字化して継続できる。
いったん「その他の事業」として申請した事業を継続事業にすることはできない。
あらたに、公益目的事業として申請する事になる。

- ③ 定款に継続事業の根拠があること。

その他の条項に継続事業が含まれている場合は、新たな条項を設定して、明確に定款に根拠を持たせる事が必要。

- ④ 公益目的事業と異なり、あくまでも継続事業であり過去から実施しており、旧主務官庁の承認が得られる事が必要。

したがって、申請前事業年度の事業実施報告に記載がある事が必要。

また、申請の前事業年度の事業実施報告書で、申請事業がきちんと読めるように、記載内容を見直す事が必要になる。

- ⑤ 実施している事業の内容を見直して、継続事業で申請する場合、旧主務官庁と相談、指導を受けて特定民法法人の間に行い、直近の事業報告書に盛り込む事が必要。

- ⑥ 継続事業を実施事業とする移行認可申請については、申請年度の前年の段階での、事業内容の整理、定款の事業の見直し、主務官庁との打合が重要。